

にしのみや市民祭り協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「市民相互の理解と連帯を深め、生活文化の向上と郷土西宮の発展に寄与する」ことを目指し、全市的組織として設立されたにしのみや市民祭り協議会（以下「協議会」という。）が開催する「にしのみや市民祭り」に要する経費に対し補助することにより、協議会の健全な発展と活動を促進するとともに、協議会の活動を支援することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この要綱による補助の対象経費は、協議会の開催するにしのみや市民祭りの開催に要する経費で、別表に定めるものとする。

2 市長は、天災地変その他協議会の責めに帰さない理由により補助事業の全部又は一部が中止となった場合において、協議会が支出済みの経費又は支出を予定する経費のうち市長が必要と認める経費については、補助の対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第3条 市長は予算の範囲内において、前条に掲げる経費の全部又は一部を補助するものとする。

(交付申請の時期)

第4条 協議会が行う補助金の交付申請は、協議会の総会において、事業計画及び予算の決定が行われた後、すみやかに行うものとする。

(交付の手続き)

第5条 補助金の交付の手続については、「補助金等の取り扱いに関する規則」（昭和58年3月31日 西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に基づき行うものとする。

(交付の時期)

第6条 補助金の交付の時期は、規則第16条ただし書きの規定により5月と9月とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

区分	補助対象経費
人件費	アルバイト人件費等
報償費	司会、審査員、タレント及びキャラクター等出演料、手話通訳費等
旅費交通費	交通費等
消耗品費	事務用品、各種装飾物品、その他市民祭りの開催に必要な各種物品等
食糧費	賄い費等
印刷費	封筒、協賛金振込用紙、チラシ及びポスター、その他市民祭りの開催等に必要な印刷製本費等
通信運搬費	郵便料、送料、電信電話料、インターネット使用料等
保険料	傷害保険料、賠償責任保険料等
広報費	広報宣伝及び啓発素材製作費等
手数料	金融機関振込手数料、各種申請手数料等
委託料	ホームページ製作及び運営委託費、放送委託費、コンテンツ制作費 新聞・雑誌等広告掲載費、広報物等デザイン費、ステージ及び音響設置費 看板製作・設置費、企画運営費、音響機器等レンタル費、仮設電気工事費 照明設置工事費、テント設置費、仮設電話工事費、廃棄物収集運搬処理費 清掃費、警備委託費、装飾費等
使用料	会議室使用料、駐車場使用料、携帯電話等レンタル費、イベント会場等借上料 等
備品購入費	市民祭りの開催に必要な各種備品購入費等
その他	補助対象経費として市長が特に認めるもの